

第1章

S&LB、財務諸表の表示・開示など

今期から強制適用・ 早期適用可能な基準の概要

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 渡辺 真理

年12月期・2025年3月期）から強制適用される、あるいは早期適用が可能なIFRS会計基準の新設・改訂（以下、「基準等」という）の概要を説明する。なお、本稿の記載は2024年11月上旬時点の情報に基づいており、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

【この章のエッセンス】

● 2024年度から強制適用されるIFRS[®]会計基準は、「負債の流動又は非流動への分類」および「特約条項付の非流動負債」（IAS第1号の改訂）、「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」（IFRS第16号の改訂）、「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS第7号およびIFRS第7号の改訂）である。

● 早期適用可能なIFRS会計基準のうち、「金融商品の分類及び測定」（IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂）は、金融資産の分類や資本性金融商品の開示、金融負債の認識を中止する時点に影響する可能性がある。金融資産の分類

および関連する開示にかかる規定のみ早期適用することも認められる。

● 早期適用可能なIFRS会計基準のうち、「交換可能性の欠如」（IAS第21号の改訂）は、交換可能ではない通貨の直物為替レートの見積りおよび開示に影響する可能性がある。

● 「財務諸表における表示及び開示」（IFRS第18号）の強制適用（早期適用も可能）は、2027年1月1日以後開始する事業年度からであるが、財務業績をどのように表示し開示するかに影響を及ぼすものであり、IFRS会計基準を適用するすべての企業に関係するため、早めに検討を開始することが重要と考えられる。

本章では、2024年度（2024

2024年度から強制適用される基準等

2024年度から強制適用される基準等は図表1のとおりである。

負債の流動又は非流動への分類、特約条項付の非流動負債（IAS第1号の改訂）

(1) 背景

負債を流動または非流動へ分類する要件のうち、負債の決済を延期する企業の権利に関する要件を明確化するため、2020年1月に「負債の流動又は非流動への分類」

(図表1) 2024年度から強制適用される基準等

基準	内容	強制適用日 (以降開始する 事業年度)
IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂	・ 負債の流動または非流動への分類 ・ 特約条項付の非流動負債	2024年1月1日
IFRS第16号「リース」の改訂	・ セール・アンド・リースバックにおけるリース負債	2024年1月1日
IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」およびIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂	・ サプライヤー・ファイナンス契約	2024年1月1日

(出所) 各基準等をもとに筆者が要約